

令和7年度 黒部市利用者負担額(保育料)基準表

(公私施設共通)

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層定義	基準額(月額) 単位:円			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	支給認定保護者が被保護者又は里親である世帯	0	0	保育料0円 ※ただし、別途負担あり	
第2階層	市町村民税非課税世帯	2,000	1,900		
第3-1階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	10,800	10,600		
第3-2階層	市町村民税所得割額が26,700円未満の世帯	11,200	11,000		
第3-3階層	市町村民税所得割額が26,700円以上48,600円未満の世帯	12,000	11,700		
第4-1階層	市町村民税所得割額が48,600円以上70,300円未満の世帯	18,900	18,500		
第4-2階層	市町村民税所得割額が70,300円以上84,800円未満の世帯	22,300	21,900		
第4-3階層	市町村民税所得割額が84,800円以上97,000円未満の世帯	23,800	23,300		
第5-1階層	市町村民税所得割額が97,000円以上111,400円未満の世帯	27,700	27,200		
第5-2階層	市町村民税所得割額が111,400円以上147,700円未満の世帯	31,600	31,000		
第5-3階層	市町村民税所得割額が147,700円以上169,000円未満の世帯	33,200	32,600		
第6-1階層	市町村民税所得割額が169,000円以上188,800円未満の世帯	35,500	34,800		
第6-2階層	市町村民税所得割額が188,800円以上254,800円未満の世帯	38,000	37,300		
第6-3階層	市町村民税所得割額が254,800円以上301,000円未満の世帯	39,500	38,800		
第7階層	市町村民税所得割額が301,000円以上397,000円未満の世帯	41,000	40,300		
第8階層	市町村民税所得割額が397,000円以上の世帯	43,000	42,200		

延長保育料基準表 (市内公立施設 ※私立施設及び市外施設は各施設において規定されます)

区分	基準額(1日当たり) 単位:円	備考
A 18時から19時まで (1時間未満)	250	上限は月額2,500円とする
B 18時から20時まで (1時間以上)	400	上限は月額4,000円とする
C 7時から8時30分まで	100	短時間認定者のみ納付しなければならない
D 16時30分から18時まで	100	C・D区分の上限は月額1,000円とする (A・B区分とは別算定)

備考

- 1 階層区分は入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている算定対象保護者(父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る))の市町村民税額の合計額で決定します。
- 2 市町村民税課税額については、配当控除、住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除の税額控除適用前の額とします。
- 3 同一の世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園等に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最年長の子どもから順に2人目は基準額の半額、3人目以降は無料とします。
- 4 保護者に3人以上の子がいる場合で、その出生順位が第3位以降の児童については無料とします。
- 5 第2階層に属する世帯において出生順位が第1位である児童は無料とします。
- 6 算定対象保護者の市町村民税所得割額合計額が57,700円未満の世帯において出生順位が第1位である児童は基準額の半額、第2位である児童は無料とします。
- 7 算定対象保護者の市町村民税所得割額合計額が169,000円未満の世帯において出生順位が第2位である児童は基準額の半額とします。
- 8 ひとり親世帯等の要保護世帯において、出生順位が第1位である児童(ただし、算定対象保護者の市町村民税所得割額合計額が77,101円未満の場合)及び第2位以降の児童については無料とします。
- 9 3歳未満児とは、令和7年4月1日において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、年度中に限り3歳未満児とみなします。